

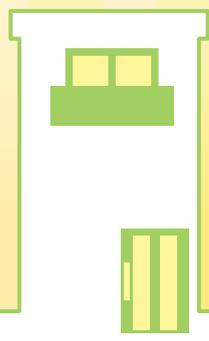
第3期東郷町 子ども・子育て支援事業計画

令和7(2025)～11(2029)年度

(概要版)



令和7年3月
東郷町



▶ 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨と背景

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、子育てをしやすい社会の実現に向け、幼児期の学校教育・保育や地域のこどもや子育て家庭への支援を推進していくこととしました。

本町においても、5年を1期として、平成27年度に「第1期東郷町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年度に「第2期東郷町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育ニーズに対応するための保育施設の整備や保護者の育児不安の解消につながる地域子育て支援拠点の開設、乳児家庭全戸訪問など、こどもや子育て家庭への支援施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

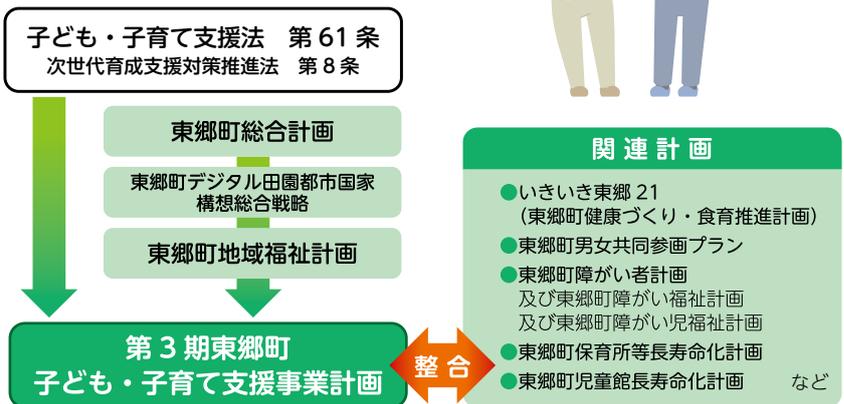
子育て世代にさらに優しいまちとなるよう、これまでの町の取組を評価・検証するとともに、国や県の動向、社会情勢等を踏まえ、子ども・子育て支援を総合的に推進し、「笑顔あふれる こどもまんなかのまち 東郷」を実現するため「第3期東郷町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の法的根拠と位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」であり、この2つの計画を包括し「東郷町子ども・子育て支援事業計画」と称します。

また、「東郷町総合計画」を始め、本町の他の関連計画とも整合性を図って策定します。

■ 計画の法的根拠と位置付け



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画です。最終年度には、計画の評価と次期計画の策定を行います。

■ 計画の期間



▶ 東郷町の子ども・子育てを取り巻く現状

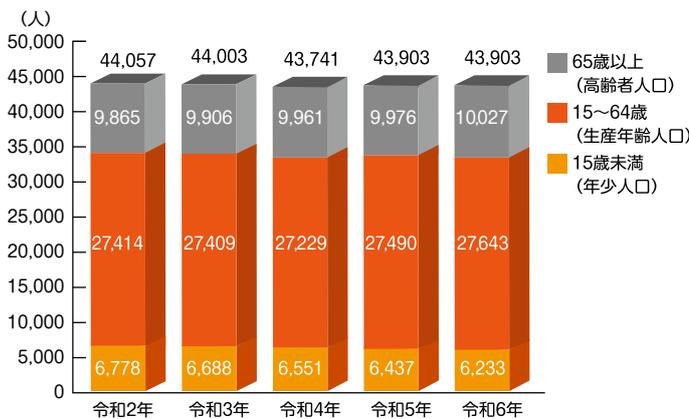
1 統計からみる状況

統計からみる主な状況は、人口は、横ばい傾向で推移し、令和6年3月31日現在では、43,903 人となっています。

また、年齢3区分人口でみると生産年齢人口、高齢者人口は増加傾向で推移していますが、年少人口は減少傾向で推移しています。

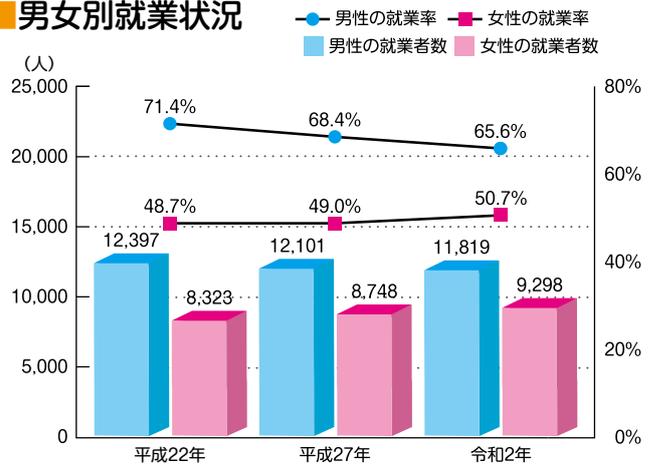
男女別にみた就業状況では、男性の就業率は減少しているものの、女性の就業率は増加傾向にあり、働く女性が増えています。

■ 年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■ 男女別就業状況



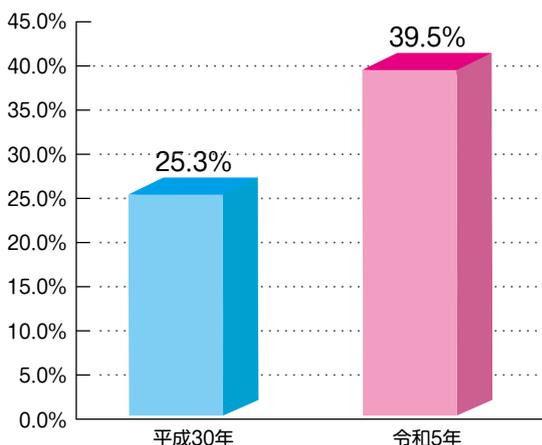
就業率：15歳以上の人口に対する15歳以上就業者数の割合
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

2 アンケート調査からみる状況

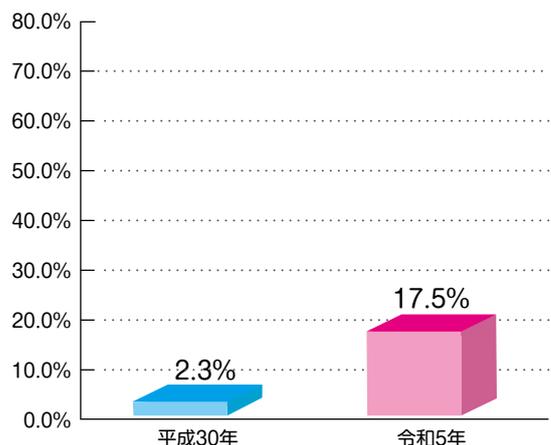
計画策定の基礎資料とするため、就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象としたアンケート調査を実施し、東郷町における子育ての実態や就業意向、子育て支援サービスの利用意向等を把握しました。

平成30年に実施したアンケート調査結果と、令和5年に実施したアンケート調査結果とを比較すると、母親のフルタイム就労者が増加していることがわかります。また、父親の育児休業取得の有無は「取得した」が増加していますが、取得率は2割に届いていない状況です。

■ 母親の就労状況（フルタイムで就労）



■ 父親の育児休業取得の有無（取得した）



3 現状からみる主な課題

課題1 幼児教育・保育サービスの充実

- ・母親のフルタイム就労者の割合が増加しているとともに、教育・保育サービスに対する潜在的なニーズも一定の割合でみられるため、教育・保育サービスの充実が求められます。
- ・国の法改正により、保育園等に通っていない満3歳未満のこどもを対象とした乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」が開始される予定であることから、既存の保育施設等を活用しながら受入環境の整備を進めるとともに、利用促進を図っていくことが必要です。



課題2 こどもの居場所づくりの拡充

- ・「小1の壁」を打破し、幼児期から学童期への切れ目のない支援を継続するため、放課後児童対策のさらなる推進が必要です。
- ・本町では放課後児童クラブの待機児童が発生しており、その解消を図るとともに、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所を拡充することが求められます。
- ・引き続き、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携や学校施設の活用についての検討が必要です。

課題3 支援を必要とするこどもや家庭への取組の充実

- ・児童虐待やいじめ、こどもの貧困、不登校、ヤングケアラー等の複合的に発生する問題に対して、こども家庭センターの適切な運営と取組の周知により、支援を必要とするこどもや家庭を重層的・横断的に支援していくことが求められます。
- ・障がいのあるこどもに対して、関係部局が連携・協力することで本人支援、家族支援及び地域支援を行い、地域社会への参加・包摂を推進することが求められます。

課題4 子育て中の母親の負担軽減、仕事と子育てのさらなる両立支援

- ・子育てにおける母親の負担軽減や仕事と子育ての両立支援のため、SNS等の効果的な情報発信ツールを活用し、情報提供の強化を図る必要があります。
- ・併せて、仕事と子育ての両立のために事業者に対しても「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）に関する周知啓発を継続的に推進していくことが求められます。
- ・子育て家庭の負担軽減のためには、子育てに関する相談・情報交換の機会の充実を図るなど、地域における子育て支援の充実も求められます。

▶ 計画の基本理念と施策の方向

1 計画の基本理念

こどもの健やかな成長は、一人一人のこどもや保護者の幸せにつながることはもとより、元気で賑わいのあるまちづくりに欠かすことができないものです。

こども基本法では「健やかな成長・発達・自立が図られること」「こどもの意見が尊重され、最善の利益が確保されること」「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに喜びを実感できること」などが基本理念に掲げられているとともに、こども大綱では全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

このことから、地域社会全体でこどもたちの健やかな成長を支えあい、全てのこどもが笑顔にあふれた生活を送ることができるよう、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、「笑顔あふれる こどもまんなかのまち 東郷」を基本理念として、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携して、子ども・子育てに関する施策や事業の推進を図っていきます。

笑顔あふれる こどもまんなかのまち 東郷

2 基本目標

01 妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援

子育ては妊娠期から始まり、乳幼児期、学童期、青年期を経て大人になるまで続くものという認識の下、必要なサービスが途切れてしまうことがないように、切れ目のない支援を継続します。



02 安心できる地域の子育て支援の推進

子育て家庭のニーズを踏まえた子育て支援施策を推進し、子育てに関する情報交換の場や子育て相談などの充実を努め、地域での子育て支援の充実を図ります。

また、豊かな心と健やかな身体を持つ元気なこどもの育成や教育の充実を図るとともに、食育の推進や地域の小児医療への取組を進め、安心して子育てが行える地域環境の整備に努めます。

03 支援を必要とするこどもや家庭への取組の推進

子育てに困難を抱え、支援を必要とするこどもや家庭に対して適切な支援を提供できるよう、包括的な支援体制を構築・強化していきます。

04 子育てを支援する環境の整備

こどもが健やかに成長するために、子育てしやすい環境を整え、子育て家庭が出産や育児に対して抱えている不安や悩みの解消に努めます。

3 施策体系と主な事業

	基本施策	主な事業
妊娠・出産・子育てへの 切れ目のない支援 基本目標1	(1) ライフステージを通じた相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもの育ちの相談体制の充実 ● 地域の相談体制の充実
	(2) 妊産婦や乳幼児の健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 母子の健康確保 ● 産前・産後のサポート
	(3) 幼児期の教育・保育の提供	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育・保育事業の充実 ● 育児休業後における教育・保育事業の円滑な利用
	(4) 学童期から青年期までの子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 教育環境の整備と学びの推進 ● 放課後児童対策パッケージに基づく取組 ● こどもの居場所づくり
安心してできる地域の子育て支援の 推進 基本目標2	(1) 子育て支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てに関する活動や事業の情報共有 ● 自主的なサークル活動の支援 ● 家庭での学び ● 地域での学びや交流
	(2) 豊かな心と健やかな身体を持つ元気なこどもの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもに対する教育文化事業 ● こどもの自主的な活動を通じた健全育成 ● 助け合いの心を育む事業 ● 食育の推進 ● 小児医療体制
支援を必要とするこどもや 家庭への取組の推進 基本目標3	(1) 児童虐待等防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 悩みを抱えるこどもや保護者からの相談対応 ● 児童虐待の防止・早期発見・早期対応
	(2) 障がいや発達に支援の必要があるこどもと家庭に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもの発育に応じた支援の充実 ● 障がい福祉サービスの充実 ● 障がいのあるこどもの社会参加の促進
	(3) こどもの貧困に対する支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 経済的負担の軽減 ● ひとり親への支援 ● こどもの貧困に対する支援
子育てを支援する環境の整備 基本目標4	(1) 仕事と子育ての両立の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 仕事と子育ての両立のための情報提供・啓発 ● 男女が共に子育てに参加することへの支援 ● 仕事と子育ての両立のための基盤整備 ● 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進
	(2) 子育て家庭が暮らしやすい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全なこどもの遊び場や公共施設の整備 ● 安全な道路交通環境の整備 ● こどもを犯罪などの被害から守るための活動の推進 ● こどもの交通安全を確保するための活動の推進
	(3) こどもを大切にする社会的な機運の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● こどもの健全育成 ● 地域活動の支援

▶ 教育・保育と子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

令和 5 年度に実施した「東郷町の子ども・子育てに関するアンケート調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを算出しています。

上段	量の見込み
下段	確保の内容

教育・保育事業	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	
【教育】1号認定・2号認定(人)	507	497	459	441	449	
	522	522	522	522	522	
【保育】2号認定(3～5歳)(人)	638	625	577	556	565	
	842	842	842	842	842	
【保育】3号認定(0～2歳)(人)	385	399	428	443	456	
	0 歳児	29	29	30	32	33
	1 歳児	178	206	210	218	225
	2 歳児	178	164	188	193	198
	463	463	463	463	463	

子ども・子育て支援事業	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	
時間外保育事業 (人)	249	249	246	246	252	
	249	249	246	246	252	
放課後児童健全育成事業 (人) (放課後児童クラブ)	507	487	473	465	442	
	1 年生	160	129	139	137	118
	2 年生	126	147	116	126	123
	3 年生	112	103	117	95	101
	4 年生	72	71	64	72	61
	5 年生	31	32	31	30	33
	6 年生	6	5	6	5	6
	450	450	450	450	450	
子育て短期支援事業 (人) (ショートステイ)	3	3	3	3	3	
	7	7	7	7	7	
地域子育て支援拠点事業 (人) (確保の内容：か所数)	365	366	362	397	407	
	3	3	3	4	4	
一時預かり事業 (幼稚園)(人)	108	106	98	94	96	
	1号認定による利用	73	72	67	64	65
	2号認定による利用	35	34	31	30	31
	108	106	98	94	96	
一時預かり事業(その他)(人)	1,368	1,371	1,353	1,351	1,384	
	2,130	2,130	2,130	2,130	2,130	
病児・病後児保育事業(人)	149	147	146	144	142	
	200	200	200	200	200	
ファミリー・サポート事業(人)	256	252	249	245	233	
	600	600	600	600	600	
利用者支援事業 (か所)	1	1	1	1	1	
	2	2	2	2	2	
地域子育て相談機関 (か所)	-	3	9	10	10	
	-	3	9	10	10	

子ども・子育て支援事業		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
乳児家庭全戸訪問事業（人） （赤ちゃん訪問）		293	301	311	325	338
		助産師3人 保健師7人	助産師3人 保健師7人	助産師3人 保健師7人	助産師3人 保健師7人	助産師3人 保健師7人
養育支援訪問事業（人）		14	14	13	13	13
専門的 相談支援	実施体制	保健師7人	保健師7人	保健師7人	保健師7人	保健師7人
	実施機関	直営	直営	直営	直営	直営
妊婦健診事業（人）		293	301	311	325	338
健診回数		3,619	3,724	3,843	4,016	4,178
実施場所		医療機関	医療機関	医療機関	医療機関	医療機関
実施機関		委託	委託	委託	委託	委託
検査項目		県内統一	県内統一	県内統一	県内統一	県内統一
実施時期		随時	随時	随時	随時	随時
実費徴収に係る補足給付を行う 事業（人）		26	26	26	26	25
		26	26	26	26	25
多様な事業者の参入を促進する 事業（人）		2	2	2	2	2
		2	2	2	2	2
子育て世帯訪問支援事業（人）		10	10	10	10	10
		10	10	10	10	10
児童育成支援拠点事業（人）		-	3	3	3	3
		-	3	3	3	3
親子関係形成支援事業（人）		5	5	5	5	5
		5	5	5	5	5
妊婦等包括相談支援事業（件）		896	923	961	1,001	1,038
		896	923	961	1,001	1,038
乳児等通園支援事業（人） （こども誰でも通園制度）		-	9	8	21	18
		-	9	8	21	18
産後ケア事業（人）		94	125	156	187	213
		94	125	156	187	213

▶ 計画の推進体制および進捗管理・評価の方法

こどもや子育て家庭を支援していくため、本計画を推進し、行政組織、家庭、教育・保育施設、学校、地域、事業者、その他関係機関・団体との連携を深め、情報の共有化を図るとともに、それぞれが自らの子育てやこどもの健全育成に対する責任や自らの果たすべき役割を認識し、互いに助け合いながら、東郷町全体として子ども・子育て支援に取り組みます。また、本計画を進めていくため、適切な情報提供を行うとともに、町民からも広く意見を聴取する機会を設けることで効果的に取組を推進し、計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービスなどの情報についても周知・啓発を図ります。

本計画で定める各種施策の推進に当たっては、実効性を高めるため、毎年度、実施状況について点検・評価するとともに、東郷町子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を設けます。

さらに、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルに基づき、計画の推進に努めるとともに、利用者の視点に立ち、個別の事業の進捗状況に加え計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。